

## #柏原エール飯実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、柏原市（以下「市」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている飲食店等を支援するため、及び市民に対し自宅での食事を促すため、「デリバリー（宅配）」や「テイクアウト（持ち帰り）」ができる飲食店等の情報を市ホームページなどで発信し、地域で応援する「#柏原エール飯」について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 #柏原エール飯 前条の目的を達成するために、市によって取組みを行う言葉をいう。
- 二 飲食店等 市内において、飲食店等を営む者をいう。

### (市の取組み)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、次条の規定による申請者の情報をインターネット上で発信等を行うこととする。

### (申請方法)

第4条 飲食店等のうち、#柏原エール飯の取組みに賛同し、当該取組みを希望する者は、「#柏原エール飯店舗エントリーシート」（様式第1号）にて、画像1枚を添えて、所管課への郵送、メール、ファックス又は窓口において申請を行うものとする。

2 前項による申請期間は、令和2年4月16日以降当面の間とする。

### (募集方法)

第5条 所管課は、「広報かしわら」、「市のホームページ」において、記事を掲載する方法により、申請者を募集するものとする。

### (欠格事項)

第6条 市は、次の各号に定める内容については、発信を行わないこととする。

- (1) 法令等に違反する内容
- (2) 市の信用又は品位を害するおそれのある内容
- (3) 特定の政党、政治団体等の活動、主張等に関わる内容
- (4) 特定の個人、団体等の名誉を傷つけるおそれのある内容
- (5) 特定の宗教の主張、勧誘、批判等に関わる内容
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項の適用を受ける業種及びこれに類すると判断されるものに関わる内容
- (7) 公序良俗に反すると判断される内容
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるおそれのある内容
- (9) 当該情報の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある内容
- (10) その他市長が不相当と認める内容

### 附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

【送付先】柏原市役所 産業振興課 宛

## #柏原エール飯 店舗エントリーシート

#柏原エール飯賛同店募集要領に同意しましたので、「賛同店」になることを申請します。

申請日 令和2年 月 日

フリガナ			
店舗名		担当者	
所在地	〒 -		
電話番号		FAX	
メール			
定休日			
駐車場	なし・あり		
営業時間	～		
テイクアウト	<input type="checkbox"/> 可(条件等: 受付時間: ～ )		
デリバリー	<input type="checkbox"/> 可(配達エリア: 受付時間: ～ )		
写真(商品、店舗等)	JPG形式、容量2MB以内の画像ファイルを添付してください(1個まで)		
URL(SNSも可)			
料理ジャンル			
予算	円～ 円		
店主からのメッセージ			
確認事項	<b>次の内容を確認した上で、口にレ点を付してください。</b> <input type="checkbox"/> 私は、柏原市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者に該当していません。		